

令和 8 年 第 1 回

名寄市議会臨時会会議録目次

第 1 号（1 月 1 9 日）

1. 議事日程	1
1. 本日の会議に付した事件	1
1. 出席議員	1
1. 欠席議員	1
1. 事務局出席職員	1
1. 説明員	1
1. 開会宣告・開議宣告	2
1. 日程第 1. 会議録署名議員の指名	2
1. 日程第 2. 会期の決定（1 日間）	2
1. 日程第 3. 議案第 1 号 令和 7 年度名寄市一般会計補正予算（第 6 号）	2
○提案理由説明（加藤市長）	2
○質疑（倉澤 宏議員）	2
○質疑（川村幸栄議員）	5
○原案可決	8
1. 日程第 4. 決議案第 1 号 常駐の法律事務所の早期開設を求める決議	8
○提案理由説明（遠藤隆男議員）	8
○原案可決	9
1. 閉会宣告	9
1. 議決結果表	1 1

令和8年第1回名寄市議会臨時会会議録
開会 令和8年1月19日（月曜日）午前10時00分

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議案第1号 令和7年度名寄市一般会計補正予算（第6号）
日程第4 決議案第1号 常駐の法律事務所の早期開設を求める決議

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議案第1号 令和7年度名寄市一般会計補正予算（第6号）
日程第4 決議案第1号 常駐の法律事務所の早期開設を求める決議

1. 出席議員（15名）

- 議長 16番 山田典幸 議員
副議長 10番 倉澤宏 議員
1番 中畠孝幸 議員
3番 山崎真由美 議員
4番 水間健詞 議員
5番 谷聡 議員
6番 今村芳彦 議員
7番 清水一夫 議員
8番 川村幸栄 議員
9番 佐藤靖 議員
11番 高野美枝子 議員
12番 高橋伸典 議員
13番 遠藤隆男 議員
14番 東川孝義 議員
15番 東千春 議員

1. 欠席議員（0名）

1. 事務局出席職員

- 事務局長 渡辺博史
書記 石橋恵美
書記 及川洋人
書記 川名桃代

1. 説明員

- 市長 加藤剛士 君
副市長 橋本正道 君
教育長 岸小夜子 君
総務部長 木村睦 君
総合政策部長 石橋毅 君
市民部長 松田慎司 君
健康福祉部長 馬場義人 君
経済部長 山田裕治 君
建設水道部長 東聡男 君
教育部長 伊藤慈生 君
市立総合病院事務部長 佐々木紀幸 君
市立大学事務局長 水間剛 君
総合政策室長 櫻田孝臣 君
こども・高齢者支援室長 倉澤富美子 君
上下水道室長 佐藤美香 君
会計室長 山岸克利 君
監査委員 岡川進 君

○議長（山田典幸議員） ただいまより令和8年第1回名寄市議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は15名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（山田典幸議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

1番 中 畠 孝 幸 議員

4番 水 間 健 詞 議員

を指名いたします。

○議長（山田典幸議員） 日程第2 会期の決定について、お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、今期臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

○議長（山田典幸議員） 日程第3 議案第1号 令和7年度名寄市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） おはようございます。議案第1号 令和7年度名寄市一般会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、各款にわたる臨時的経費を中心に補正をしようとするものでございまして、歳入歳出それぞれ4億3,926万2,000円を追加をし、予算総額を297億8,552万5,000円にしようとするものでございます。

補正の主なものを歳出から申し上げます。3款民生費におきまして物価高対応子育て応援手当給

付事業費6,526万2,000円の追加は、物価高の影響を強く受けているゼロ歳から高校3年生までの子供たちを扶養する子育て世帯を力強く支援をするため、子供1人当たり2万円の物価高対応子育て応援手当を支給しようとするものでございます。

7款商工費におきまして物価高騰対策くらし応援重点支援事業費3億7,400万円の追加は、食料品をはじめ様々な物価高騰の影響を受けている市民に対し、1人当たり名寄市電子地域通貨Yoroca1万5,000ポイント分を付与しようとするものでございます。

次に、歳入について申し上げます。16款国庫支出金におきまして物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の追加など事業費の追加に伴う特定財源を計上し、収支の調整を図ろうとするものでございます。

以上、補正の概要について申し上げます。よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（山田典幸議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

倉澤宏議員。

○10番（倉澤 宏議員） 一般会計補正予算（第6号）、歳入歳出全般についてお聞きをしてみたいと思います。

議案8ページ、9ページ、提案説明にも今ございましたけれども、3款民生費、物価高対応子育て応援手当給付事業費についてお聞かせいただきたいと思います。支給の対象者、支給の方法など、事業の内容及び支給時期について改めて御説明をいただきたいというふうに思います。

同じく7款商工費、物価高騰対策くらし応援重点支援事業費について、事業の内容と実施時期、また市民周知の方法についてお知らせをいただきたいというふうに思います。

○議長（山田典幸議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） 私のほうからた

だいま御質問いただきました3款民生費の物価高対応子育て応援手当給付事業費についての支給対象者、支給方法、支給時期についてお答え申し上げます。

対象となる児童は、1番といたしまして令和7年9月分の児童手当の支給対象である高校生年代以下の児童、令和7年9月に出生されました児童については令和7年10月分となりますが、2番として令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生した児童となっております。

支給対象者につきましては、今申し上げました対象となる児童の1番目の児童手当受給者または2番目の令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生した児童の保護者のうち生計を維持する程度の高い者となっております。

支給方法につきましては2種類計画しておりまして、1番目の児童手当受給者につきましては本手当の支給を辞退するか支給先を変更しない限り申請は不要となるいわゆるプッシュ型で支給予定でございます。令和7年10月支給時、令和7年9月に出生した児童につきましては12月支給時の児童手当受給口座が届出書により届け出た口座に振込をいたします。2番目の令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生した児童の保護者と令和7年10月1日以降にDV避難または離婚等により児童手当受給者となった方及び勤務先から児童手当を受給しており、令和7年9月30日時点で名寄市に住民登録がございます公務員につきましては原則申請が必要となり、申請時に指定をされました口座に振り込むこととなっております。

支給時期につきましては、いわゆるプッシュ型の支給対象者、令和7年10月1日以降に出生した児童の保護者に1月19日に支給案内または申請案内を発送予定としておりまして、プッシュ型の方々につきましては2月中に、申請が必要となる方については申請書を受理以降順次支給してまいろうと思っております。

この後市ホームページでは速やかに子育て応援手当に関する記事を掲載してまいります。支給日につきましてはそのホームページにも掲載していく予定としております。令和7年10月1日以降にDV避難または離婚により児童手当受給者になった方につきましては子ども未来課にお問合せをお願いするとともに、公務員の方々につきましては勤務先から順次案内が入ることとなっております。

市ではこの後、先ほども申し上げましたように、市のホームページのほか新聞広告、広報なよろ2月号におきましても市民周知を図ってまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（山田典幸議員） 山田経済部長。

○経済部長（山田裕治君） それでは、私のほうから7款商工費の物価高騰対策くらし応援重点支援事業費につきまして説明をさせていただきたいと思っております。

まず、事業の内容でございますが、物価高の影響を受ける生活支援と、また市内の消費喚起による経済対策、そういうふうな位置づけに基づきまして、概要といたしまして2月1日時点での住民登録を基本に1人当たり1万5,000円相当のYorocaポイントを各世帯に付与するものでございます。

具体的な方法でございますが、2月中旬から世帯主の方宛てに引換券のほうを郵送させていただき、送られた引換券とYorocaカードまたはスマートフォンアプリを引換場所のほうに持参をいただき、その場で世帯人数に応じた額を交付をさせていただく予定でございます。引換えの期間につきましては、3月2日から開始いたしまして3月31日までとさせていただきます。引換場所につきましては名寄、風連、智恵文の各庁舎、また名寄商工会議所、風連商工会の会場で行いたいというふうに考えております。

また、市民周知の方法でございますけれども、

2月の広報で文書発送の時期ですとか引換えの開始時期など概要のほうをお知らせをさせていただき、3月の広報につきましても引換えの方法ですとか日程など具体的な実施内容をお知らせしたいというふうに思っております。また、広報以外の手法といたしましては市のホームページ、公式LINE、地域FM、地元新聞紙等、様々なメディアを通じて周知に努めてまいりたいというふうに思っております。

なお、今回のポイントにつきましても使用期限の設定が必要なことから、10月31日までを使用期限というふうに考えております。

私からは以上です。

○議長（山田典幸議員） 倉澤議員。

○10番（倉澤 宏議員） 3款民生費、物価高対応子育て応援手当給付事業費については承知をいたしました。

7款商工費、物価高騰対策くらし応援重点支援事業費についてですけれども、本市では御説明あったとおりYorocaポイントで1万5,000円分を付与するとした内容でございました。今回各自治体で物価高騰対策支援施策は金額や支給の方法が様々となっております。一律1人1万5,000円分のポイント付与とした金額の設定根拠について御説明をいただきたいというふうに思います。

また、Yorocaポイントでの支給方法ですけれども、昨年6月に実施されました物価高騰対策臨時生活支援事業の実績では対象戸数1万3,611世帯に対し付与戸数は1万2,174世帯、付与率で89.44%と1割以上、また令和5年度に実施した際も付与率90.8%で約1割の世帯が支給を受けられておりませんでした。さらに対象者が多くなる今回全市民という対象としておりますけれども、一人でも多くの市民に支援が行き届くよう付与率を上げるためのお考えについてお聞かせをいただきたいというふうに思います。

○議長（山田典幸議員） 山田経済部長。

○経済部長（山田裕治君） まず、今回の1万5,000円の考え方でございます。今回の臨時交付金の支援につきましては、国が示します推奨事業メニューを基本といたしまして、また食料品の物価高騰特別加算の趣旨を踏まえまして市民への直接的な支援に重点を置かせていただいたところでもあります。また、そのほかの分野につきましても支援事業について検討しておりまして、今回の交付限度額の範囲内でそれぞれの事業に配分した結果、1人当たり1万5,000円とさせていただいたところでございます。

また、多くの市民に支援を届けるためでございますけれども、今回の事業の認知度を上げていくことと引換えできる機会を柔軟に設けることが重要だというふうに考えてございます。周知に関しましては先ほどお答えしました手段をはじめとしまして、また公共施設への掲示、またYorocaアプリによりますプッシュ通知等も含め様々な形で周知に努めてまいりたいというふうに考えております。

また、引換えに関してでありますけれども、これ従来もやっておりますけれども、夜間ですとか休日対応、そういった日程を設定するなど、交換できる機会の創出に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 倉澤議員。

○10番（倉澤 宏議員） 承知をいたしました。できる限り早く円滑に、一人でも多くの市民に行き渡るような事業の進め方をよろしく願いをしたいというふうに思います。

議案の6ページ、7ページですけれども、歳入のほう、財源となる重点支援地方創生臨時交付金について少しお聞きをしたいというふうに思います。食料品特別加算も含めて推奨事業メニュー分として、山田部長のほうからもお話ありましたけれども、本市に約4億2,208万5,000円が交付限度額と示されている中で、16款国庫補

助金、総務費補助金では今回提案された歳出、7款の物価高騰対策くらし応援重点支援事業費と同額の3億7,400万円が計上されております。先ほど申しあげました交付限度額との差額4,800万円余りが残額となると思いますけれども、今後その残額についてどのような取扱いをするお考えなのか、またその考えが説明のあった部分の各施策、もし今後考えがあるのでしたら今回補正予算として計上されなかった理由について御説明をいただきたいというふうに思います。また、残額について今後各種事業についてどの段階で予算化を想定しているのかお聞かせをいただきたいというふうに思います。

○議長（山田典幸議員） 木村総務部長。

○総務部長（木村 睦君） 今議員のほうから重点支援地方交付金の歳入、それから歳出についての御質問をいただいたかと思っております。おっしゃられるように、重点支援地方交付金の名寄市の配分額につきましては食料品の特別加算分を含む推奨事業メニュー分といたしまして4億2,208万5,000円が配分されたところでございます。そのうち今回の補正につきましては、7年度中において実施する事業といたしまして物価高騰対策くらし応援重点支援事業費として3億7,400万円のみを補正提案させていただいたところであります。したがって、先ほどの配分額4億2,208万5,000円から3億7,400万円を差し引いた残りの約4,800万円、これについてが今残額として残っているところでございますけれども、その約4,800万円相当の事業につきましては、まず1つといたしましては小中学校給食費の保護者負担軽減対策といたしまして約1,500万円、それからYorocaのキャンペーンに対する支援といたしまして約1,200万円、さらには中小企業生産性向上等に係る支援策といたしまして約1,500万円、それから学校や公共施設に対する物価高騰対策支援として約600万円を実施させていただきたいと考え

ているところでございます。

これらの事業については現在事業内容等について制度設計中でございますので、詳細な内容等についてはお答えできない部分もございますが、本日提案のYoroca1万5,000円付与の部分と併せてエネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受けられております市民や事業者の皆様方の支援に努めていきたいというふうに考えているところであります。

今回補正提案させていただいたYoroca1万5,000円分についてですけれども、そこについては先ほどもお答えさせていただきましたとおり、この7年度中に行う事業であるということから今回補正提案をさせていただいたところでございます。また、先ほど私のほうから今考えている事業について述べさせていただきましたが、この重点支援地方交付金事業につきましては繰越しを可能ということでございますので、こうした財源を十分に活用した予算の組立てを考えていくということは財政的にも非常に重要であると考えているところでございます。したがって、残りの事業につきましては今回補正提案とすることではなく、新年度予算か、あるいは次の定例会におきまして改めて7年度補正予算と提案させていただいて、新年度へ繰り越して行うものかどちらかというふうに考えているところでございます。

いずれにいたしましても、さきに述べました残りの事業についても事業内容等を精査し、しっかりと進めてまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 川村幸栄議員。

○8番（川村幸栄議員） それでは、ただいま議論が進んでいました補正予算に関わりまして確認等を含めてお伺いをしたいというふうに思っています。

1つは、子育て応援も暮らし応援も併せてなのですが、この時期になったことについての御説明

をいただきたいというふうに思います。市民の方から年前から随分と名寄市はいつになるのだろうかということ、こんなに期待されているのだなというふうな思いを実感させられるぐらい声がかかったところでした。ですから、ようやく今この提案がされて進むわけですが、この時期になった説明がやっぱり必要なと、市民の皆さんにさせていただくことが必要かというふうに思います。この期待に応えた説明をいただきたいというのが1つです。

それから、暮らし応援のところでYorocaポイントということです。地元経済の活性化も含めてということで、これを理解しながらも高齢者の方からこんな話を聞かされました。要するに引換えできていなかったのです。マスクミでも年明けから随分まだされていない方は急いでくださいという周知がされていましたが、そんなことがあってちょっと声かけをしてみましたら、引換えをしていませんでした。このYorocaポイントを使うのがよく分からなくて引き換えていないのだということでした。現金だったらよかったのというような声でした。こういう方が何人もいらっしゃるのではないかというふうに思っているのですが、このYorocaポイントのみに絞ってしまうことがどうなのかというところで現金給付もというような併せての取組というの必要ではなかったかなというふうに思うのですが、この点についてのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 木村総務部長。

○総務部長（木村 睦君） まず、川村議員のほうからはこの時期になった理由ということで御質問いただきました。昨年第4回定例会におきましても高橋議員のほうからも御質問がございましたけれども、今回まずは国からの通知ですとか名寄市への配分額、ここがやっぱり一つ分かった後に進めていきたいということでお答えさせて、そのときもお答えさせていただいています。

それで、配分額が分かった、国のほうから配分が通知来た後、各部連携させていただいて、庁内においても情報共有をしっかりと図りながら、この重点支援地方交付金をしっかりと活用していくための議論、協議をしまして、全体の事業スキームをまずは確定させていただいたところでございます。事業に当たっては各部局において国から示されたメニューを基本としながら、この間様々なほかの事業も考慮しながら、市民生活の影響が少しでも軽減できるよう事業内容を検討させていただいた結果、今のこの時期になったものかなというふうに考えておりますので、御理解いただきたいというふうに思っています。

○議長（山田典幸議員） 山田経済部長。

○経済部長（山田裕治君） 私のほうからは、Yorocaポイントの今回の付与に関しての御質問がありましたので、お答えさせていただきたいと思います。

議員からおっしゃられるとおり、確かに現金給付のほうが使い勝手といましようか、汎用性も含めて、また特に高齢者の方におかれましてはなかなかYorocaに対して理解がまだ十分深まっていない部分もあるのではないかという御指摘でした。今回の給付でございますけれども、先ほど倉澤議員のときにも冒頭回答させていただきましたけれども、生活者支援という側面は当然であります。市内の消費喚起も含めて市全体の経済対策といったものも今回の給付において効果を高めてまいりたいというふうに考えているところであります。現金給付という形を取りますと、当然使っていただける方も多くいらっしゃると思いますが、貯金に回ってなかなかすぐ使っていただけないというふうなことも若干あり得るのかなというふうに思っております。Yorocaに関しましてはこれまでも市内の経済循環の重要なツールということで活用させていただき、また先ほど申し上げさせていただきましたけれども、使用期限を今回、国の交付金においては一定程度

きちんと使ったということが分かるように期限を設けるような、そういう制度設計にしろといった、そういう指摘もございますので、先ほど説明させていただいた10月末までに皆さんにぜひ使っていただいて、当然生活における物価の高騰の負担軽減と、併せまして市内の消費喚起、経済対策という両輪を回せるような、そういったことを目的といたしましてYorocaのポイント給付というふうにさせていただきましたので、高齢者の方にはまた改めまして様々な機会を通じて利用方法ですとか交換の忘れがないように逐次情報提供、周知に努めてまいりたいと思いますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 川村議員。

○8番（川村幸栄議員） 時期についてなのですが、子育て応援のところであれば年度内に皆さんのところに届くようですので、進学、入学、こういったところに間に合うのかなというふうに思いながらいたのですが、年前からいろいろな方から声かかるのは、もちろん物価高騰の中での対策費なのですが、お正月を迎えるのに大変な思いをしているというところは伝わるところでありました。

また、道内でも他の自治体の中では、国の決定が遅れていたのは確かなのですが、でもそういったことがあったときにこういうふうに使おうではないかというような計画が練られていて、決定後すぐにスタートしたというふうな情報も、そういった情報は市民の皆さんの中で早く伝わっていて、なのにどうして、名寄はいつになっただろうかというふうな、大きな言い方をすれば不信感というか、そういうふうなことに繋がっているのかなというふうに思っています。やっぱりいち早い対応が私は必要だったのではないかなというふうに思っているのですが、この点について、今提案されて、私この取組については反対するものではありませんけれども、やはり多くの皆さんに浸透して利用してもらおうということが何

より大切であるという立場で今質問をさせていただいています。

それから、Yorocaポイントについても地元経済の活性化というふうなことで理解をしながらも、現金給付も、確かに貯金に回っている人もいるかもしれませんが、ただ、私が今いろんな方から声かかってきているのは今現実に手元にお金がないということでの苦しさです。ある方がお米を買うのにも高くて、心配しながら主食である米を買うのをためらわなければならないような、こんな物価高騰の中でいいのだろうかという、そんな怒りの声もありましたけれども、それぐらいやっぱり今皆さん大変な思いをされているという状況なのです。ですから、Yorocaポイントを使えない、どうしようか迷っている方にとっては現金給付も、そういう2通りという考え方もできる、手数が大変かかるかとは思いますが、そういった考え方も必要ではないかということで今お尋ねをさせていただいています。御答弁をいただければと思います。

○議長（山田典幸議員） 木村総務部長。

○総務部長（木村 睦君） 改めて時期についての御質問かなというふうに思いますけれども、確かに様々な自治体でこの重点支援地方交付金に関連した報道等出ておりますので、市民の皆様方にも高い関心度があるような事業かというふうに思っております。先ほどもお答えさせていただきましたけれども、第4回定例会においても高橋議員のほうから御質問をいただいているというふうに思っているところでございます。

繰り返しになってしまいますけれども、私どもといたしましてはそうした高い関心がある事業だからこそ、この配分額をしっかりとまず見極めた上で、事業のスキームをしっかりと確認させていただきながら進めていったところが今回の時期の提案になってしまったというところでございます。改めて今後もこういった国からのメニューが示された後は素早く市民の皆様方に支援できるように

努めてまいりたいというふうに思っておりますので、御理解のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（山田典幸議員） 山田経済部長。

○経済部長（山田裕治君） 改めまして、繰り返しになる部分もごございますが、Yorocaのポイント利用につきましては、ポイントに限らずですけれども、Yorocaカードの利用につきましては市内の大半の小売店舗で使える状況にあるかと思ひますので、ほぼ現金と変わらないような使い方、また生活に必要な物資というか、物が買えるツールだというふうに私どもも認識しておりますので、あとは何となくポイント利用というものに対する取っつきにくさといひましようか、そういったことが高齢者の方中心に懸念される部分があるのかなというふうに思ひますので、ぜひまずは引換場所に引換券等、カードなければその場で発行もいたしますので、まず引換券を持って引換場所に来ていただいて、その場で私どもの職員、また商工会議所や商工会のほうからもうどういう店舗で利用できるのかですとか、どうやったら使えるのかといったことも、そこは丁寧に説明をさせていただきたいというふうに思ひますので、あまり現金と変わらないのだということをおまづ理解いただけるように私どものほうでも周知に努めてまいりたいというふうに思ひます。

○議長（山田典幸議員） 川村議員。

○8番（川村幸栄議員） いずれにしましても、全ての市民の皆さんのところにしっかりと届くように、またそれが活用してもらえるように、丁寧な対応を強く求めて終わりたいと思ひます。

○議長（山田典幸議員） ほかに質疑はございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございせんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第1号は原案のとおり決定することに御異議ございせんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

○議長（山田典幸議員） 日程第4 決議案第1号 常駐の法律事務所の早期開設を求める決議を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

遠藤隆男議員。

○13番（遠藤隆男議員） 常駐の法律事務所の早期開設を求める決議。

名寄市では、1977年から約四半世紀以上に渡り弁護士不在の状況が続いていましたが、法律事務所設置に係る官民一体となった誘致活動や旭川弁護士会のご尽力により、2004年4月に「名寄ひまわり基金法律事務所」が開設され、さらに2010年には以前に本市へ着任されていた弁護士が市内に法律事務所を開設しました。

以来14年間、法律事務所2か所体制により、本市のみならず道北地域全体の法律的問題解決に非常に大きな役割を果たしていただいておりますが、2024年7月に「名寄ひまわり基金法律事務所」が突然閉鎖され、現在は法律事務所1か所（弁護士1人）のみとなっています。

本市を含むこの道北地域では、急速に少子高齢化が進んでおり、今後、見守りが必要な高齢者の増加や親亡き後の障がい者への対応など成年後見制度等の潜在的な対象者の増加も見込まれます。

加えて、成年後見以外にも、児童虐待などの対応、多重債務整理に伴う専門的知識の享受、特殊詐欺など消費者被害の対応、遺産分割など相続案件の処理、空き家の適正管理など、法律の専門家

の関与が必要な場面は枚挙にいとまがありません。

また、名寄市に隣接する士別市は弁護士非常駐の状況となっており、現在の名寄市の法律事務所1か所、弁護士1人体制において、利益相反などを理由に当該弁護士が受任できない場合は旭川市まで出向いて法律相談するしか選択肢がありません。

しかし、旭川市までの距離は約80kmあり、かつ、JRなどの公共交通のアクセスも不便で、高齢者などの交通弱者は相談すること自体も困難になっています。

これらの課題を解決するとともに、一定の法律相談事案が存在する名寄市を中心とした道北地域において、個人間訴訟や調停、福祉や介護と連携した法的支援など、多様化複雑化する地域住民の様々なニーズに適切かつ迅速に対応するためには、法律の専門家いつでも相談ができ、住民のもとへいつでも相談に行っていただける弁護士の存在が必要です。また、個々の法律相談に対応するだけではなく、この地域の行政機関、福祉機関、医療機関、商工関係、周辺市町村などの団体とネットワークを構築し、専門的知見を活かして継続的に法律的事案に関与いただくためには、関係機関の担当者との顔の見える関係を築くことが重要であり、遠隔地からの出張ではなく名寄地域に密着し、常駐する弁護士の存在が必要不可欠であります。

よって、名寄市議会としては、本市に可能な限り早期に法律事務所を設置し、1名以上の常勤弁護士を配置いただくよう強く求めるものです。

以上、決議する。

令和8年1月19日、北海道名寄市議会。

以上であります。

○議長（山田典幸議員） お諮りいたします。

本件については、全議員による提出でありますので、この際質疑、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

決議案第1号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、決議案第1号は原案のとおり可決されました。

○議長（山田典幸議員） 以上で今期臨時会に付議されました案件は全て議了いたしました。

これをもちまして、令和8年第1回名寄市議会臨時会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

閉会 午前10時37分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 山 田 典 幸

署名議員 中 畠 孝 幸

署名議員 水 間 健 詞

令和 8 年 第 1 回 名 寄 市 議 会 臨 時 会 議 決 結 果 表

令和 8 年 1 月 1 9 日 1 日 間

本 会 議 時 間 数 3 7 分

議 案 番 号	議 件 名	委 員 会		本 会 議
		付 託 年 月 日	議 決 年 月 日	議 決 年 月 日
		付 託 委 員 会	審 査 結 果	議 決 結 果
第 1 号	令和 7 年度 名 寄 市 一 般 会 計 補 正 予 算 (第 6 号)	—	—	8. 1. 19
		—	—	原 案 可 決
決 議 案 第 1 号	常 駐 の 法 律 事 務 所 の 早 期 開 設 を 求 め る 決 議	—	—	8. 1. 19
		—	—	原 案 可 決